



## LEGAL UPDATE

2024年1月

### グローバル税源浸食防止ルールに基づく法人所得税上乗せ課税に関する国会決議

2023年11月29日、ベトナム国会は、ベトナムが経済協力開発機構（OECD）の税源侵食および利益移転防止（BEPS）プロジェクトにおいて策定されたBEPS防止措置の枠組みに参加し、さらに、税源侵食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多国間条約（BEPS防止措置実施条約、2022年2月9日署名、2023年9月1日発効）に加盟したことに伴い、グローバル税源浸食防止（G10BE）ルールに基づく法人所得税の上乗せ課税に関する決議第107/2023/QH15号（107号決議）を正式に承認した。

107号決議は、国内ミニマム課税（QDMTT）と所得合算ルール（IIR）に関するもので、2024年1月1日から施行され、2024会計年度から適用される。以下、107号決議の主な内容を紹介する。

#### 1. 適用対象

107号決議の適用対象は、多国籍企業グループの構成事業体であって、その最終親会社の連結財務諸表によると、会計年度前の4年間のうち少なくとも2年間、7億5000万ユーロ以上の収益をあげている事業体のうち、政府機関、国際機関、非営利団体、年金基金、最終的親会社である投資ファンド、最終的親会社である不動産投資ビークル、または、資産価値の85%以上を直接または上記で例外とされた事業体の連鎖を通じて所有している事業体ではないものをいう<sup>1</sup>。

#### 2. グローバル税源浸食防止（G10BE）ルール

107号決議のグローバル税源浸食防止（G10BE）ルールとは、ベトナムが加盟しているBEPS防止措置の枠組みにおけるグローバルミニマム税制に準拠し、107号決議およびベトナム政府の規則によって規定される規則をいう<sup>2</sup>。

#### 3. 国内ミニマム課税（QDMTT）

107号決議は、同決議に規定される多国籍企業グループの構成事業体または構成事業体の集合体が、当該会計年度においてベトナムで事業活動を行っている場合、国内ミニマム課税（QDM

<sup>1</sup> 107号決議第2条1項。

<sup>2</sup> 107号決議第3条1項。

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



TT) に関する規定が適用されると規定する<sup>3</sup>。

QDMTTは以下の式に従って決定される<sup>4</sup>。

- $QDMTT = (\text{上乗せ税率} \times \text{利益超過額}) + \text{追加の当期上乗せ税額}$  (もしあれば)
- 上乗せ税率 = 最低税率 - 実効税率
- 最低税率 15%

QDMTTは、以下の2つの条件をいずれも満たす場合、ゼロとされる<sup>5</sup>。

- ベトナムにおける G10BE 収入の平均が 1000 万ユーロ未満である場合。
- ベトナムにおける G10BE 所得の平均が 100 万ユーロ以下または損失を計上している場合。

対象事業体は、会計年度終了後 12 か月以内に、QDMTT の申告書、財務会計基準との差異に関する説明書を添付した上乗せ税額、および上乗せ税額の納付書を提出しなければならない<sup>6</sup>。

#### 4. 所得合算ルール (IIR)

107 号決議の適用対象である多国籍企業グループを構成する事業体である最終親事業体、部分親事業体、または中間親事業体が、当該会計年度中のいずれかの時点において、G10BE 規則に基づく他の国に所在する低税率の構成事業体の所有権を直接または間接に所有している場合、当該会計年度における当該低税率構成事業体の G10BE 規則に基づく上乗せ課税の配分可能分と同額の最低税額を申告・納付しなければならない。ただし、この上乗せ課税額が G10BE 規則に基づいて他の国で納付されている場合は例外とされる<sup>7</sup>。

国別上乗せ課税額は以下の式に従って決定される<sup>8</sup>。

- $\text{国別上乗せ課税額} = (\text{上乗せ税率} \times \text{利益超過額}) + \text{追加の当期上乗せ税額}$  (もしあれば)
- 国内ミニマム課税 (もしあれば)
- 上乗せ税率 = 最低税率 - 実効税率
- 最低税率 15%

ある国に所在する構成事業体に対するベトナム上乗せ課税額は、以下の2つの条件をいずれも満たす場合、ゼロとされる<sup>9</sup>。

- 当該国の G10BE 収入の平均が 1000 万ユーロ未満である。

<sup>3</sup> 107 号決議第 4 条 1 項。

<sup>4</sup> 107 号決議第 4 条 2 項。

<sup>5</sup> 107 号決議第 4 条 9 項。

<sup>6</sup> 107 号決議第 6 条 1 項。

<sup>7</sup> 107 号決議第 5 条 1 項。

<sup>8</sup> 107 号決議第 5 条 2 項。

<sup>9</sup> 107 号決議第 5 条 1 2 項。



- 当該国の平均G10BE所得の平均が100万ユーロ未満または損失を計上している。

所得合算ルール（IIR）に関しては、G10BEルールに基づく情報申告、財務会計基準との相違に関する説明書を同封した上乘せ税申告書、上乘せ税納付書を、多国籍企業グループがG10BEルールの適用を受けるようになった最初の会計年度については終了後18か月以内、その後の会計年度については終了後15ヶ月以内に提出しなければならない<sup>10</sup>。

ご質問は下記まで：

[ ホーチミンオフィス ]

岡田 英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/ Dao Thi Lan Anh/Bui Viet Anh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: [hochiminh@tmi.gr.jp](mailto:hochiminh@tmi.gr.jp)

[ ハノイオフィス ]

岡田 英之 Hideyuki Okada/小幡 葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826

Email: [hanoi@tmi.gr.jp](mailto:hanoi@tmi.gr.jp)

---

<sup>10</sup> 107号決議第6条2項。

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.